

**令和元年度後期高齢者
医療の保険料額を
7月中旬に通知**

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ、保険料額の決定通知を送付します。

◆年金天引きされている方

この決定通知により確定した保険料額から、仮徴収額として（4月、6月、8月の年金から）納付した額を差し引いた残りの保険料額を3回に分けて、10月、12月、翌年2月の年金から天引きします。

なお、すでに納付した額が確定した保険料額を超過している場合、超過分は別途通知の上、還付します。

◆それ以外の方

保険料額の決定通知書と納入通知書を送付します。金融機関などで各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座、納付方法により納期限に振替となります。お問い合わせは、

国保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

**65歳以上の皆さんへ
介護保険料のお知らせ**

お問い合わせは、高齢者支援課（2階）
☎(20)1572、FAX(20)1610へ。

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが保険加入者となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できる制度です。

介護保険制度を適正に運営するため、65歳以上の方の介護保険料は「どのようなサービスがどれだけ利用されるか」、「どのような施設がどれだけ必要か」などを推計した「介護保険事業計画」に基づき3年ごとに決定されます。

市では、収入状況や世帯内の市民税課税状況に応じて、下表のとおり保険料の段階を設定しています。なお、10月以降に予定されている消費税率引き上げによる財源をもとに、第1段階から第3段階までの保険料を軽減しています。

令和元年度 介護保険料 基準額：年額60,000円

段階	対象者		割合	保険料(年額)			
第1	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	基	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額※と課税年金収入額の合計額が80万円以下	×0.375	22,500円	
第2				120万円以下	×0.625	37,500円	
第3				120万円超	×0.725	43,500円	
第4	本人が市民税非課税	世帯に市民税課税者あり	準	前年の合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計額	80万円以下	×0.9	54,000円
第5					80万円超	×1	60,000円
第6	本人が市民税課税		額	前年の合計所得金額※	120万円未満	×1.2	72,000円
第7					200万円未満	×1.3	78,000円
第8					300万円未満	×1.5	90,000円
第9					300万円以上	×1.7	102,000円

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。ただし、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、控除後の金額を用いる。

**保険料の納め方は
2通りに分かれます**

①年金天引きされる方

保険料の年額を年6回に分けて、受給している年金から天引きとなります。

7月中旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送しますので、保険料額・年金の種類などの記載内容をご確認ください。

②それ以外の方

7月中旬に「介護保険料納入通知書兼領収書（納付書）」を郵送しますので、最寄りの金融機関などで、各納期限までに納付してください。

◆保険料の減免制度

災害などにより著しい損害を受けた場合は、保険料の納付を猶予したり、減免したりする制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。お問い合わせは、秘書広報課☎(20)1512、FAX(20)1601へ。